

地元が主体の視察受入体制の整備（オーダーメイド視察の受入）事業 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

福島イノベーション・コースト構想地域（浜通り地域等15市町村※。以下「イノベ地域」という）において、福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という）に関する拠点施設を核とした視察を実施することにより、視察者に構想への共感を抱かせ、構想への参画に繋げることを目的とする。

※浜通り地域等の15市町村

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯館村

2 事業の概要

本事業は、公募により提案を受けた事業を福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）が審査し、選定した事業を応募者と機構が協議のうえ仕様を決定し、機構から応募者へ請負事業として依頼し実施する。

(1) 事業費用

上限5,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(2) 事業期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(3) 事業予定量

50件程度を想定とする。

なお、あらかじめ想定した予定量であり、機構の都合により増減する場合がある。

3 スケジュール

内容	日時
質問書の提出期日	令和4年4月18日（月）
質問書への回答	令和4年4月20日（水）
参加表明書提出期日	令和4年4月27日（水） 17:00
企画提案書提出期日	令和4年5月6日（金） 17:00
審査（プレゼンテーション）	令和4年5月12日（木）
審査結果通知日	令和4年5月17日（火）（予定）
契約締結	令和4年5月下旬（予定）

4 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けた福島県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。
- (2) この仕様書に合致した業務実績又はこれと同等の業務実績があり、かつ、関係法令等を遵守し確実に業務を遂行できる者であること。

- (3) イノベ地域における被災状況や復興に関する一般的な説明ができる者であること。（「10 留意事項」を参照）
- (4) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という）でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 事業内容

次の者の視察ニーズを踏まえたオーダーメイド方式により(1)から(4)までに掲げる各業務を行う。

・浜通り地域等において、企業活動や学術研究活動、交流人口拡大に資する活動等を行うことに意欲を持つ者で、視察終了後に、当該地域において構想に関する何らかの活動（企業・団体・機関としての拠点設置、旅行商品の造成、企業研修、学生のフィールドワーク等の実施）が期待できる者を対象とする。なお、企業研修、フィールドワークそのもの等は対象としない。

(1) 視察行程の作成

視察申込者（以下「申込者」という）の目的、視察先施設の希望等を確認し、視察行程（以下「行程」という）を作成すること。また、行程作成にあたっては、機構と十分な調整を行うこと。

(2) 視察実施に向けた準備

① 視察時の移動に係る交通手段の手配、視察先施設等の利用申込み、食事、宿泊の手配について申込者の要望に応じ、必要な連絡調整を行うこと。

なお、手配結果、連絡調整の進捗状況については、機構に速やかに報告すること。

② 申込者に対する行程の告知、参加者の取りまとめ、連絡調整、最終日程表の作成・交付を行うこと。

(3) 視察の実施

① 視察当日は、交通手段を適切に運行し円滑に視察を実施すること。

- ② 申込者がガイドの同行を希望した場合には、観光情報のみならず浜通り地域等の被災状況、復興状況や構想についても適切に説明できる者を同行させること
- ③ 添乗員またはガイドが同行した際は、参加者に対しアンケートを実施、回収すること。
なお、アンケート内容は機構が決定する。

(4) その他必要となる業務

上記(1)～(3)の各業務に関連して必要となる業務については、併せて対応すること。

6 委託対象経費

委託料に含まれる経費は次のとおりとする。

(1) 受託事業運営スタッフ賃金、旅費

- ①企画（行程作成）
- ②視察申込者、視察先施設等、機構との連絡調整及び現地打合せ
- ③アンケート実施

(2) 事業管理費

(3) 消費税及び地方消費税相当額

(4) 視察が取消の場合には手配状況を鑑み、別途相談。

※それ以外の視察に伴う費用は視察者負担とする。

7 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL : <https://fipo.or.jp/>

8 質問等の受付

(1) 受付期間

上記「3 スケジュール」で定める期限内とする。

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）により、機構宛てに電子メールまたはFAXで提出のうえ、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、書面以外による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに上記「3 スケジュール」で定める期限内に公表する。なお、個別の回答は行わない。

9 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

上記「3 スケジュール」で定める期限内とする。

(2) 提出様式

事務局まで以下について指定部数を持参または郵送すること。

- ・郵送による場合、提出期限内必着とする。
 - ・持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日の9:00～17:00とする。
- ① 参加表明書（様式第2号）（正本1部）
 - ・応募は連名でも可（応募の段階で代表団体を定めるものとする）。
 - ② 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等（5部）
 - ③ 役員一覧（様式第3号）（正本1部）
 - ④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）（正本1部）

10 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

上記「3 スケジュール」で定める期限内とする。

(2) 提出書類

事務局まで以下について指定部数を持参または郵送すること（郵送による場合、提出期限内必着とする）。

① 企画提案書

様式任意（A4横・カラー両面印刷・表紙を除き20ページ以内）（正本1部 副本4部）

② 見積書

所定の様式（7番ツアー参加者の交通費宿泊費等の項目については内訳書を添付すること）

（正本1部 副本4部）※内訳書の様式は自由

(3) 提案の内容

業務実施体制、類似の実績を提示するとともに、一例として下記A～Fの設定条件のもと、事業者の①～③に対する考えを盛り込み、特長を生かした企画提案を提示すること。

企画書提案に係る設定条件

- A. 視察目的はイノベ地域での新規事業創出の検討に向けた事業機会の探索
 B. 9月6日からの1泊2日 C. 人数：20名（中型バス利用） D. 出発地：東京駅
 E. ホテルの部屋はシングル利用 F. 現地ガイドの案内を組み込む

- ① 構想に対する理解と共感が得られる内容とすること
- ② 行程提案及び提案理由
- ③ 視察の効果

11 企画提案書の無効

次の各号の1つ以上に該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- ① 提出者が上記「4 参加資格等」に定める参加資格等を満たしていない場合。
- ② 提案書等の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合（なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない）。

- ③ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ④ 提示した業務内容と大きくかけ離れている場合。
- ⑤ 提案内容に対して見積もりが不適切な場合。
- ⑥ 提案書の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合（ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く）。
- ⑦ プレゼンテーション当日に出席しなかった場合（ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く）。

12 企画提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- ① 提出された提案書等は返却しない。
- ② 提案書等の作成及び提出に要する費用ならびにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された提案書等は、審査及び説明のためにその写しを作成し使用できるものとする。
- ④ 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする（ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある）。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用できるものとする。
- ⑤ 提出書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

13 選定方針

（1）選定方式

業務受託者の選定は、別途設置する「地元が主体の視察受入体制の整備（オーダーメイド視察の受入）」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が行うものとする。審査委員会は、提案書等の内容を総合的に評価し、業務受託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提出状況によって審査スケジュールが変更になる場合がある。

（2）プロポーザル審査

提出のあった企画提案書についてプレゼンテーションを受け、最も優れた提案者を選定する。

- ① 日時：上記「3 スケジュール」のとおり
- ② 場所：機構内会議室（福島市中町1番19号 中町ビル6階）（予定）
- ③ 概要
 - ・ 1社あたりの出席者は2名以内とする。
 - ・ 1提案者あたりの時間は、25分程度とする。
 - *15分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑
 - ・ プレゼンテーションに使用する資料は、提案書と同じ内容とし、追加の資料の配付は認めない。
 - ・ プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。
 - ・ 審査の結果、上位複数社が同評価であった場合は、参考見積額が低価格で提案した者に決定する。

- ・ 審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全社に対して書面にて通知する。
- ・ 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

(3) 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
事業遂行能力等		30点
事業体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するうえで十分な体制であるか。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大等、不測の事態が起きた場合に対応できる体制であるか。 	
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。 	
企画提案内容		70点
事業理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的や業務内容を理解しているか。 	
企画性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。 	
構想との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視察者に構想への共感を抱かせ参画に繋げるような提案をしているか。 	
独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の効果を高める提案をしているか。 	
事業経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業経費は適正であるか。 	
合計		100点

(4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は以下のとおりとする。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

14 業務の契約

審査委員会が選定した最も適した提案書提出者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行うが、上記10の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。

15 その他

- ・ 実現可能な提案とすること。
- ・ 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

16 問い合わせ先（事務局）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 交流促進部 交流促進課 担当：鶴淵・小野

住 所：〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

電 話：024-581-6893 FAX：024-581-6898

メール：kouryuu-sokushin@fipo.or.jp